

仕様書（案）

1 件 名

スタートアップ成長支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業実施の経緯と目的

岡山市の経済成長の担い手として期待されるスタートアップの成長・育成を支援するため、岡山市では令和元年8月にスタートアップ支援拠点「ももたろう・スタートアップカフェ」（以下、「ももスタ」という。）を設置し、スタートアップの支援に取り組んできた。

これまでの支援事業実施により一定の効果があったものと認識しているが、事業実施の中で、更なるスタートアップの成長支援の強化、資金調達環境の整備やシナジー効果のある連携先の開拓等の課題が見えてきた。

スタートアップ成長支援業務（以下、「本事業」という。）では前述の課題解決に繋がるももスタの支援策を強化・拡充にあたり、受託者の知見やノウハウを活用し、個別事業成長支援プログラムを実施することで市内を中心としたスタートアップの創出・成長を図るものである。

4 文言の定義

（1）スタートアップ

本事業にいう「スタートアップ」とはイノベーションを伴ったビジネスプランにより成長を目指す企業を指す。なお、爆発的な成長を目指す企業のみならず、イノベーションにより社会課題の解決に取り組む企業も含む。

（2）事業会社

本事業にいう「事業会社」とは、CVC（事業会社が自社の戦略目的のために投資を行うベンチャーキャピタル）または、CVCに準ずる部署を持つ会社を指す。

（3）ももスタ

岡山市を含む官民連携組織により運営されているスタートアップ支援拠点。

岡山市北区駅前町一丁目8番18号 ICOT NICOT2階

TSUTAYA岡山駅前 内 コワーキングスペース「Wonder Wall」



5 履行場所

ももスタとし、ももスタの使用に係る会場使用料については原則委託者の負担とする。

6 委託事業の詳細

(1) 個別事業成長支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の実施

「3 事業実施の経緯と目的」を踏まえ、受託者は受託年度の8月から3月までの期間中に、以下のアとイそれぞれの項目を充たす各1期以上のプログラム（1期あたり5回以上の連続講座を想定）を具体的な方法を工夫して提案すること。

なお、ア、イのプログラムについては連続して実施する等支援効果を高めるための工夫を凝らすこと。

プログラムの具体的内容や実施時期、募集定員や対象、講師、プログラム内容の選定、参加者の選定等については、委託者との事前の協議の上決定すること。

なお、各プログラムの参加者の募集定員はア10名以上、イ5名以上を想定しているが、事業効果等を踏まえ、委託者と受託者は協議の上、募集定員を決定するものとする。

なお、プログラムの参加者募集は受託者が行い、その募集につき、SNS・チラシ・ポスター等を作成する等工夫し広報すること。また、受託者はプログラムの参加者から参加費を徴収しないこと。

ア 起業間もないスタートアップ起業家等を対象にしたプログラムの実施

成長が見込め、意欲の高いスタートアップ起業家や起業希望者に対して、短期集中的に伴走支援を行うことでビジネスプランのブラッシュアップを行い、事業成長を促進させるプログラムを実施すること。

- ・参加者は検証可能なサービス、又はプロダクト等（以下「サービス等」という。）保有していることを前提とすること。
- ・サービス等で解決しようとする課題の検証・サービス等の効果検証等により、参加者が保

有するサービス等のPMF（プロダクトマーケットフィット）向上につながるプログラムを設計すること。

- ・講師として実際の起業家を必要に応じて招聘する等により、実務的な講話、対話を通じて起業家目線でのビジネスのブラッシュアップが図れるプログラムとするよう工夫を凝らすこと。なお、講師の選定に当たっては委託者と事前に協議すること。
- ・プログラム期間中、連続講座とは別に参加者の希望に応じて随時相談内容に応じたメンターによるメンタリング（参加者1名あたり5回以上のメンタリングを想定）に対応すること。
- ・プログラムの中でデモデイを開催し、ベンチャーキャピタリスト（以下、「VC」という。）等の専門家によるアドバイスを受けられるよう工夫すること。

イ シード期以降のスタートアップ等を対象としたプログラムの実施

事業成長のためエクイティ等での資金調達や事業会社との協業を目指すスタートアップ等を対象として、短期集中的に伴走支援を行うことでビジネスプランのブラッシュアップを行い、成長を促進させるプログラムを実施すること。

- ・これからVC等からの資金調達や事業会社との協業を目指しているシード期以降のスタートアップ起業家を対象とし、エクイティ等での資金調達や事業会社との協業を目指すために必要な支援を行うプログラムとすること。
- ・受講することで参加者が資本政策や事業会社との協業にあたっての基礎的な内容や注意すべき点等を習得できるプログラムとすること。
- ・プログラム期間中、連続講座とは別に参加者の適正に応じた主担当メンターを配置し、連続講座とは別にメンタリング（参加者1名あたり5回以上のメンタリングを想定）に対応すること。
- ・講師としてシード期を投資対象としたVC等やスタートアップとの協業を希望する事業会社等を招聘し、VCや事業会社の目線も踏まえたビジネスのブラッシュアップが図れるプログラムとするよう工夫を凝らすこと。講師の選定に当たっては委託者と事前に協議すること。
- ・5回以上の連続講座の内、2回以上は重点的にメンタリングを行う回を設定すること。なお、当該回については、各回ともVCや事業会社担当者から構成される3人以上（主担当メンターを含む）のメンターを配置し、メンタリングを実施すること。受講者は現地参加（オフライン）を基本とする。メンター側については、一部オンラインも可とするが、現地参加のメンターがメンタリング各回において、過半数以上となるよう、深くコミットできるメンターを招集すること。
- ・プログラムの中でデモデイを開催し、VCや事業会社担当者等を招聘して、VCや事業会社担当者等と参加者がネットワークの構築が図れるように工夫すること。

（２）（１）を実現するため安定的・継続的な運営管理

ア 委託業務の責任者の設置

受託者は、契約締結後、委託業務の責任者を定め、これを設置すること。その際、氏名、連絡先、経歴及び業務経験を委託者に報告すること。

イ 岡山市との緊密な連携

受託者は、委託契約の締結後速やかに委託者と協議の上、受託年度中の支援計画を策定すること。

(ア) 受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、事業を行うこと。受託者は定期的に委託者に報告・連絡・相談を行い、事業を円滑に進めること。

(イ) 受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

7 受託者の責務

(1) 本事業は、スタートアップの創出・成長により岡山市の産業の活性化と雇用の促進を図るため実施するものであり、受託者は、この趣旨を十分認識し、事業を運営遂行すること。

また、受託者は本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 受託者は本事業にあたり、各種法令等を遵守すること。

(3) 受託者は、本事業の受託業務を行うために提供された拠点又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

8 業務遂行に係る受託者の負担等について

(1) 「6 委託事業の詳細」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。

(2) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

9 秘密の保持

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。

(2) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。

(4) 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

10 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

11 業務報告及び支払

(1) 受託者は、事業終了後すみやかに、委託者の担当者と協議の上で、履行状況をまとめた最終業務報告書を書面で1部および電子媒体（容易に読み取り・複写できるよう「Microsoft

Office Professional Plus 2019」で利用可能な保存形式等)で委託者に提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

最終業務報告書には、業務の成果(プログラム参加起業家数、ビジネスマッチングの事例、VC等とのマッチング事例等)を掲載するなど、事業効果の検証につながる内容とするよう工夫すること。

- (2) 支払は3回の分割払いとし、令和7年9月末日、令和7年12月末日、令和8年3月末日を締日として、受託者からの請求により支払う。支払う金額は契約金額を3で除した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、令和8年3月末日締分に端数分を加え支払うものとする。

1.2 本事業上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) この業務により作成した成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、使用権等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。
- (4) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (5) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

1.3 再委託

- (1) 受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分(業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理業務)を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め届出等を行い、委託者の承認を得ること。
- (3) 上記(2)の書面には、以下の事項を記載すること。
 - ア 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託先の選定理由
 - オ 再委託先に対する管理方法
- (4) 再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「(3)オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。

- (5) 受託者は、再受託者の本委託業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。

1 4 その他

- (1) プログラムの実施に疑義がある場合は両者協議の上、実施方法、募集定員、開催の可否について決定する。
- (2) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 業務内容等は、企画提案書を仕様の一部として実行すること。